

第 3 次浅口市総合計画策定方針

1 計画策定の趣旨

平成28年度に策定された第2次浅口市総合計画(基本構想、前期基本計画、実施計画)を基盤として、浅口市の未来を見据えた将来像を描き、その達成に向けた具体的な方策を明確にします。この計画は、今後10年間(令和9年度～令和18年度)にわたり、計画的かつ持続可能な行政運営を推進するための指針として策定します。

2 計画の構成、計画期間

総合計画は、まちづくりの基本理念を示す「基本構想」、これに沿ってより具体的な施策の内容を明らかにする「基本計画」及び、毎年度の実施事業等を掲げる「実施計画」により構成します。なお、基本構想、基本計画については、議会の議決を経るものとします。

(1) 基本構想(計画期間：令和9年度～令和18年度)

基本構想は、本市の将来像と目標、これを実現するための施策の大綱を示す最上位のまちづくり構想とします。

(2) 基本計画(前期計画期間：令和9年度～令和13年度、後期計画期間：令和14～18年度)

基本計画は、基本構想に掲げる将来像を達成するため、施策の大綱に従って、目的や方針などを示すもので、前期と後期に分けて策定します。

(3) 実施計画(毎年度見直し)

実施計画は、財政計画との整合を図りながら、基本計画で示した施策の目的を達成するために必要な主要事業を具体的に示すものとし、浅口市創生総合戦略をはじめ、各部署が策定する個別計画を実施計画とみなします。

3 計画策定の視点

(1) 市民にわかりやすい計画

本市のまちづくりの基本理念・将来像や重点的に取り組む項目等を市民に分かりやすく示すため、なるべく簡素化するものとします。

(2) 財政見通しや行財政改革と整合性のある計画

今後の社会経済情勢の予測、将来人口の推計等を踏まえた中長期的な財政見通しや、持続可能な行政経営のための行財政改革の取組とも整合が図られた現実的な計画とします。

(3) 目標達成のための適切な進捗管理が行える計画

第2次総合計画後期基本計画の評価をもとに、市の将来像を達成するための明確な目標を設定し、取組の改善・見直しにより、効率的かつ効果的な事業の推進ができる計画とします。

(4) その他

第2次浅口市総合計画の評価を踏まえ、この計画を継承する内容とします。特に、基本計画

の構成については、第2次総合計画後期基本計画を基盤とし、SDGs(持続可能な開発目標)やWell-being(幸福・福祉)の概念など、近年のトレンドを計画策定に反映します。また、総合計画の策定にあたっては、AIなどのデジタル技術を積極的に活用し、専門業者への委託を行わず、職員と市民が主体となり計画を策定する方針とします。

4 計画策定の体制(別紙1参照)

(1)総合計画審議会(外部協議機関)

総合計画の策定、施策の検討及び推進を図るため、産業界、行政機関、学術、教育、金融、労働、マスメディア(産官学金労言)など各分野の有識者や、市民等で構成する審議会を設置し、方向性や具体案の検討を行います。

(2)行政経営会議(内部協議機関)

総合計画の推進に全庁横断的に取り組むため、市長をはじめとする幹部職員で構成する行政経営会議において、基本計画案の作成及び策定後の進捗管理を行います。

また、各課より策定委員(係長級以上)を選出し、現状分析や施策についての調査・検討、部局内・部局間の総合調整機能を発揮させ、総合計画案の策定にあたります。

(3)市議会

総合計画については、議会と執行部が車の両輪となって推進していくことが重要であることから、市議会に対し、策定の各段階において、検討内容を報告するとともに、基本計画案について、令和8年度中に市議会に提案し、議決を経て決定します。

(4)市民参加

幅広い市民の意見や提案を反映した計画とするため、パブリック・コメントの実施や昨年度実施した市民アンケート調査の結果を計画に反映させるなど、策定過程への市民の参加に努めます。

5 計画策定のスケジュール(別紙2参照)

令和9(2027)年3月末までの策定を目指します(令和9年3月定例会にて議決予定)。